

第8回小動物委員会の会議概要

(小動物臨床部会常設委員会)

I 日 時 平成20年6月12日(木) 13:30~16:30

II 場 所 日本獣医師会会議室

III 出席者

【委員長】	細井戸 大成	日本獣医師会理事
【副委員長】	西 間 久 高	北九州市獣医師会会長
【委 員】	石 川 勝 行	名古屋市獣医師会(石川動物病院院長)
	大 草 潔	仙台市獣医師会副会長
	木 俣 新	日本動物病院福祉協会理事
	今 野 忠 好	千葉県獣医師会理事
	中 市 統 三	山口大学農学部教授
	中 川 忠 重	徳島県獣医師会(中川アニマルクリニック院長)
	樋 口 雅 仁	大分県獣医師会副会長
	藤 井 康 一	横浜市獣医師会(藤井動物病院院長)
	(欠席委員)	
	小 松 泰 史	東京都獣医師会副会長
	春 名 章 宏	岡山県獣医師会(春名動物病院院長)

【農林水産省】 三 上 稚 夫 消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐

【本 会】 中 川 秀 樹(副会長)、大 森 伸 男(専務理事) ほか

IV 議 事

- 1 第7回小動物委員会の検討結果
- 2 獣医療広告ガイドライン等について
- 3 ペットフードの安全確保に関する法律の成立
- 4 委員会報告の取りまとめに向けた検討

V 会議概要

中川副会長から、会議出席者への謝意が述べられた後、開会に当たり大要次の挨拶があった。

- (1) このたび獣医療法施行規則改正に伴う獣医療広告ガイドラインが示された。
本件については、本日農林水産省担当官から説明される予定であるが、監視・

取締り体制のより一層の実効性確保が重要である。

- (2) 近年、獣医師倫理の低下が社会的問題となっている。行政処分の事例を見ても、これまでに類を見ない悪質な事例がある。大学における倫理教育の充実と獣医師会の強いリーダーシップが求められている。
- (3) 獣医師の職域偏在の問題等、獣医療を取り巻く重要課題は多い。問題点を整理した上で、多くの獣医師がそれぞれの職域で快適に職務を全うできる環境づくりに向けて我々は精一杯努力したい。

1 第7回小動物委員会の検討結果

事務局から、資料に基づき、第7回小動物委員会の会議概要について、以下のとおり説明された。

- (1) 動物看護職の動物診療における位置づけと専門職としての職域環境の整備に向けた今後の見通しについて、「今後、動物看護職の全国団体の設立に向けて、現在、準備会において発起人会の設立準備を進めており、設立趣意書の整備、会員・賛助会員・協力会員等の呼びかけ、関係官庁・団体・企業への支援要請、規約の整備、役員構成、事業計画、収支予算の検討等を行い、その後、平成21年1月の日本獣医師会学会年次大会（盛岡）において全国協会の設立総会の開催を目途に活動するとされており、日本獣医師会も他の民間5団体とともに準備会の活動を支援することとしている。」と説明された。
- (2) 診療の質の向上のための獣医療のIT化についてオブザーバー参加者から以下が説明された。
 - ア 酪農学園大学 遠藤教授から、資料に基づき「電子診療データ集積システム・電子カルテ（仮称：Receipt with Abridged Karte and Note for Veterinary Medicine）」について説明された。
 - イ 日本大学 鯉江専任講師から、資料に基づき、日本大学における院内診療データ電子化計画が説明された。
- (3) 日本獣医師会が主催するイベント、動物感謝デーについて、2008年度については「動物感謝デーin Japan」として開催される旨が説明された。

2 獣医療広告ガイドライン等について

- (1) 大森専務理事から、資料に基づきこれまでの経過等が説明された。
 - ア 今月、獣医療法第17条の規定に基づく広告の制限に関し、広告適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）が制定された。
 - イ 本件についてはこれまで長い検討の経過があり、前期小動物委員会でも議論を行うとともに委員会報告にも記載した。
 - ウ 今回、広告制限の特例が追加されたが、あくまで広告が制限されている中で一定の事項のみが特例として許されたものであり、本会は特例事項の無制限な追加が、診療誘因行為の増長などの適正な獣医療提供の阻害要因となることの

ないよう慎重な審議が行われるとともに、広告の方法等に関する必要な制限規定の新設を求めてきた。

エ さらに、これまでも規制がありながら現場での指導が必ずしも十分とは言えない事例がある中、広告適正化のためのガイドラインの策定をはじめ、国・都道府県当局による監視指導体制が整備され、これが実効あるものとして機能するよう求めてきた。

オ これらの経過を経て、今回農林水産省においてガイドラインが規定され、今後の広告制限規定の円滑な運用が図られる枠組みができたと理解している。

カ また、獣医師会として、広告制限の緩和を積極的に働きかけていた部分については、獣医師会の会員であることが広告可能な内容として、新たに加えられるなどが実現した。

(2) 農林水産省 三上課長補佐から、資料に基づき獣医療広告ガイドラインについて説明された。

ア 今回発出したガイドラインは、①監視指導に関する指針、②違反者の氏名の公表に関する指針、③違反者の行政処分に関する指針、の3つの内容がある。

イ 広告とは、①誘引性（飼育者を誘因する意図があること）、②特定性（獣医師の氏名または診療施設の名称が特定可能であること）、③認知性（一般人が認知できる状態にあること）のすべての要件に該当すると認識できるものとする。

ウ 獣医師のみならず、獣医師以外の者が広告を行う場合も広告制限の対象者となる。

エ 学術論文、新聞・雑誌等の記事（記事風広告は除く）、体験談・手記、診療施設内掲示、診療施設内で配布するパンフレット、飼育者からの申し出に応じて送付するパンフレット、電子メール（ダイレクトメールは除く）、職員募集広告、インターネット上ホームページ等は広告とはみなされない。

オ インターネット上のホームページについて広告とはみなされないのは、利用者が情報を得ようとして閲覧するものであるためである。ただし、広告サイト、バナー広告等は認知性があるので広告とみなす。

カ 団体の会員であることを広告して差し支えないのは、現時点では、社団法人日本獣医師会、都道府県または政令市の社団法人である地方獣医師会、社団法人日本獣医学会、社団法人日本動物病院福祉協会、財団法人鳥取県動物臨床医学研究所である。

キ 17条第2項の違反については、法律上罰則規定がないが、今回、第1項の違反と同様に罰則が適用できる旨の法令解釈が示された。

ク 円滑な運用のために行政と獣医師会等関係者との密接な連携が必要である。

ケ 今後、6月24日に全国の行政担当者が参集して講習会を開催する。それに合わせてQ&Aを作成し、公表する。

コ その他、資料に基づき個々の具体的事項が説明された。

(3) 出席者と三上補佐の間で以下の質疑応答がなされた。

ア 「学位について、「〇〇大学獣医学博士」はどうか」と質問され、「調査する」と回答された。

イ 「海外の専門医を広告することはどうか」と質問され、「基本的に国内を想定している。海外の専門医への対応は調べてみる。合わせて、海外のいわゆるディプロマ・ミルへの対応についても検討する。」と回答された。

ウ 「フィラリア予防薬について、混合ワクチンについてはどうか。」と質問され、「あくまで今回はフィラリアのみ認める」と回答された。

エ 「動物薬事の認可を取っていないものについてはどうか」と質問され、「リニアックやスペクトのように、動物用に承認されていないものもある。あくまで医療機器として承認されており、一般名であれば差支えない。」と回答された。

オ 「家畜保健衛生所職員が違反事例を発見した場合、公務員には通報の義務があるのではないかと。違反が放置されていると思われる例があるが。」と質問され、「基本的には通報義務がある」と回答された。

カ 「去勢手術等について、特殊な車両等により、往診をする場合が皆無とは言えないのではないかと」と質問され、「広告の禁止と行為の禁止とは違う。往診による避妊去勢手術の実施を広告することを禁じているのであって、行為自体を禁止しているわけではない」と回答された。

(4) 細井戸委員長から、「個人情報保護との兼ね合い等、いくつか課題はあるが、違反者取締りにおいては実効性を確保することが大切であり、行政と獣医師会の連携が必要である。」とまとめられた。

3 ペットフードの安全確保に関する法律の成立

細井戸委員長から、「このたび愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律が成立した。人の食品安全と同様な検討がなされ、多くの人の賛同を得て成立したことは喜ばしい。」と説明され、引き続き農林水産省 三上課長補佐から以下が説明された。

- (1) 施行は来年度になるので、今後省令の細部を詰める作業が行われる。
- (2) 今回国会での成立に際し、両院の付帯決議が付されたが、この内容については、今後の運用上十分留意されることとなる。
- (3) 獣医師会にも一般飼育者からの相談等が予想される。行政との連携により、適切な対応がなされるようお願いする。

4 委員会報告の取りまとめに向けた検討

事務局から資料に基づき報告書案について説明され、読み合わせの上内容について順次確認された。検討結果は以下のとおり。

- (1) 「1 はじめに」については追加・修正等はなく、この内容で調整する。
- (2) 「2 卒後臨床研修体制の発展的整備」

- ア 大学との連携が確保されるような配慮が今後とも必要である。
- イ 研修プログラムの策定と公開については、医師・歯科医師等の事例を参考に今後小委員会を設置するなど具体的に検討する必要がある。
- ウ 中川副会長により、以下の意見が提示された。
- (ア) 研修施設の資格が厳しすぎることで、農水省からは予算的な支援が得られないことが課題であり、基準の引き下げを具体的に検討する必要がある。JRAの補助を得て、日本獣医師会が主体となって卒後臨床研修を支援する事業が始まっているが、民間施設における研修制度を整備するためには公費による支援が必要である。
 - (イ) 獣医師の研修制度は法律で規定された事項であり、本来は国が責任を持って行うべきこと。社会的ニーズがあるならば、監督官庁として責任ある対応を取っていただきたい。
 - (ウ) そのためにも、カリキュラム等を含めて、本委員会が主体となって検討し、実効ある研修制度確立のために強く提言していくべきである。
 - (エ) それぞれの地方獣医師会が独自に卒後臨床研修を実施できるような方法を模索することを検討してもよいのではないかと。夜間診療施設・高度診療施設の設置は、その中核たりえるし、優秀な獣医師の受け皿になるのではないかと。
 - (オ) あわせて、卒後臨床研修を終えた獣医師に対する標準的給与モデルを提示し、受講する側にもインセンティブを与えるべきである。
- エ 細井戸委員長から、以下のようにまとめられた。
- (ア) 小動物診療分野が社会的に認められてきており、診療に従事する立場としては「公益に寄与する仕事ができるか」が鍵となる。優秀な人材が毎年輩出される中、農林水産大臣から受けた獣医師免許を持って社会に貢献する獣医師のために、地域格差を埋めつつスタンダードな研修を受けられる仕組みが必要である。
 - (イ) 動物医療の質の向上のために何ができるか、現在頑張っている臨床獣医師と大学をよりよい形で結び付けるモデルを提示できればよいのではないかと。一つ一つ実績を作って、要請活動も含め獣医師会としての活動を地道に進めていきたい。
 - (ウ) 広報の推進に関しては、来年1月の盛岡における学会年次大会で夜間・二次診療の地域ネットワークの実例を検討するシンポジウムを開催し、合わせて卒後臨床研修にも触れる。
- (3) 「3 一次診療と二次診療（高度専門医療・紹介診療）、夜間・休日診療の地域ネットワーク体制の整備」
- ア 公益法人制度改革の中、このような施設運営を通じて、公益性が高いと認められるような実績作りを目指すことが必要であり、獣医師の研修、動物愛護関係事業等の切り口を考えていくべきである。
- イ 夜間診療については、飼い主とともに、地域の獣医師も受益者となる。したがって、地域の獣医師も積極的に事業に関わっていく必要がある。

- ウ 報告書の中では公益性に寄与するために施設運営を行っていることを繰り返し強調すべき。
 - エ 夜間施設で働く獣医師の達成感を持たせるようなシステムづくりが必要である。
- (4)「さいごに」の部分は、本日の検討を踏まえ、提言として取りまとめることとされた。

VI まとめ

- 1 委員会報告の取りまとめについては、本日の検討を踏まえ、公益法人制度改革を見据えての対応を念頭に十分検討の上、委員長、副委員長及び事務局により再度取りまとめる。
- 2 次回委員会は年度内に開催し、委員会報告の取りまとめについて検討する。
- 3 細井戸委員長から、「本日の出席と熱心な議論に感謝する。年度内の委員会報告取りまとめに向け、さらにご協力いただきたい。」と挨拶され、来年1月の盛岡における日本獣医師会学会年次大会への参加協力が依頼され、会議を終了した。